

# 市営住宅を活用した太陽光発電設備導入事業（その1） 募集要項

## 1 公募の趣旨

横浜市は、令和5年1月に策定した「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」において、率直的な取組の一つとして太陽光発電設備の導入を推進している。横浜市は、設置可能な814の公共施設を対象に、2035年度までに太陽光発電設備の導入割合を100%にすることを目標している。

この取組の一環として、横浜市は再生可能エネルギーの地産地消を進め、横浜市内の再生可能エネルギー利用の拡大を図るため、市営住宅に太陽光発電設備を導入する事業（以下「本事業」という）の提案を募集する。

## 2 用語の定義

本募集要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **候補施設**  
横浜市が太陽光発電設備の設置先候補として指定する市営住宅
- (2) **希望施設**  
候補施設のうち、提案者が活用を希望する市営住宅
- (3) **設置施設**  
希望施設のうち、実際に太陽光発電設備を設置する市営住宅
- (4) **応募者**  
参加意向申出書により、本事業に参加の意向を示した事業者
- (5) **提案者**  
応募者のうち、提案資格があると確認ができた事業者
- (6) **実施事業者**  
提案者のうち、評価委員会にて選定された事業者
- (7) **代表事業者**  
複数社で共同事業体を構成する場合は、その代表となる事業者

## 3 事業の概要

### (1) 事業手法

本事業は、横浜市と実施事業者が締結する協定書に基づいて、横浜市が実施事業者により市営住宅屋上の行政財産目的外使用を許可し、実施事業者の責任により太陽光発電設備を設置、発電、管理、撤去までを行う手法とする。

また、発電した再生可能エネルギー電力は設置施設では消費せず、実施事業者が供給先を横浜市内に限定し電力供給する、オフサイトPPA方式または自己託送方式とする。

### (2) 候補施設

本事業の候補施設は、下表の4住宅59棟とし、この中から提案者が希望施設を選定・提案したものを評価し、設置施設及び設置する棟を決定する。各住宅の棟ごとの詳細は別紙1及び各配置図を参照すること。

表 候補施設

住宅名	所在区	棟数
橋戸ハイツ	瀬谷区	6棟
橋戸原ハイツ	瀬谷区	13棟
楽老ハイツ	瀬谷区	35棟
瀬谷南住宅	瀬谷区	5棟

### (3) 設置場所・設置工事期間・設置期間

#### ア 設置場所

太陽光発電パネルは設置施設の屋上に設置すること。また、その他の付帯設備の設置場所については、提案者の提案に基づき、横浜市との協議によって決定する。

- イ 設置工事期間  
設置工事を実施できる期間は以下のとおりとする。  
令和10年1月～令和12年3月
- ウ 設置期間  
太陽光発電設備の設置期間は概ね20年とする。

#### (4) 本事業の流れ

- ア 提案書提出  
提案者は、候補施設の中から希望施設を選定し、事業の提案を行う。
- イ 実施事業者の選定  
横浜市は、提案を受け評価委員会にて評価を行い、最も評価の高い提案者を実施事業者として選定する。
- ウ 調査・協議・協定締結  
実施事業者は、希望施設における詳細調査や、スケジュールの検討等を行うとともに、横浜市と事業実施に向けた協議を行う。協議の結果、事業が実施可能であると両者が合意した場合は、事業実施に向け協定を締結する。
- エ 行政財産目的外使用許可申請・太陽光発電設備設置工事  
横浜市と実施事業者の合意に基づく協定締結後、実施事業者は横浜市に設置施設の行政財産の目的外使用許可申請を行い、許可を受けてから、太陽光発電設備設置工事を開始する。  
なお、協定締結後概ね2年から3年以内に太陽光発電設備を設置する。

#### 4 スケジュール

公募開始から太陽光発電設備設置工事までのスケジュールは、次のとおり予定している。

表 公募開始から太陽光発電設備設置工事までのスケジュール（予定）

日程	内容
令和8年3月19日（木）	公募開始
令和8年4月30日（木）	参加意向申出書提出期限
令和8年5月7日（木）	提案資格確認結果の通知・提案関係書類提出要請書の交付
令和8年5月22日（金）	図面等資料提供申請期限
令和8年5月29日（金）	質問書提出期限
令和8年6月9日（火）	質問書に対する回答
令和8年7月17日（金）	提案書提出期限
令和8年8月中旬～下旬	評価委員会開催、審査・選定（実施事業者の決定）
令和8年9月下旬	選定結果通知
令和8年10月以降	詳細調査、協議
令和9年2月下旬	協定締結
令和9年3月～令和9年12月	電力申込、資材発注、行政財産目的外使用許可申請
令和10年1月～令和12年3月	太陽光発電設備設置工事

#### 5 実施事業者選定までの手順

##### (1) 参加意向申出書等の提出

本募集に参加の意向のある代表事業者は、以下に記載の書類を提出すること。

- ア 提出書類
  - (ア) 参加意向申出書（様式1）
  - (イ) 誓約書（様式2）
  - (ウ) 個人情報の提供に係る同意書、役員等氏名一覧表（様式3）
  - (エ) 横浜市税の納付状況調査の同意書（様式4）
  - (オ) 法人の履歴事項全部証明書
- イ 提出期限  
令和8年4月30日（木）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

持参または郵送（一般書留、簡易書留）

- ・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。
- ・郵送物は、市庁舎到達から建築局住宅部市営住宅課へ配布されるまで、約1日を要するため、余裕を持って発送すること。
- ・持参の場合は、事前に電話連絡の上、平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間に、建築局住宅部市営住宅課において、担当に手渡しすること。

エ 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（横浜市庁舎24階）

横浜市建築局住宅部市営住宅課

担当：佐々木、金光

TEL：045-671-2929

オ 提出部数

1部

(2) 提案資格確認結果の通知及び提案関係書類提出要請書の交付

横浜市は、参加意向申出書を提出した応募者について、提案者としての資格を満たすかを確認した後、提案資格確認結果通知書を交付する。併せて、提案資格を満たしていることが確認できた応募者に提案関係書類提出要請書を交付する。

ア 通知日・通知方法

令和8年5月7日（木）午後5時までに、電子メールで送付。

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、横浜市へ書面により提案が認められなかった理由の説明を求められることができる。なお、書面は横浜市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日及び土曜開庁日を除く5日後の午後5時までに建築局住宅部市営住宅課へ提出しなければならない。

横浜市は上記書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日及び土曜開庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(3) 図面等資料の提供（資料要求書の提出）

提案資格確認結果の通知を受けた提案者に対し、図面等資料を提供する。候補施設の図面等の情報を希望する場合は資料要求書（様式5）により申請すること。横浜市は当該申請者に対し申請を受けた図面等資料を提供する。ただし、申請されたすべての図面等資料を提供できない場合がある。

ア 提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時まで

※申請受付開始は参加意向申出書提出と同時とし、提供は提案資格確認結果の通知後とする。

イ 提出方法

電子メール

※送信後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。

ウ 提供可能図面

各住宅の平面図、立面図、構造計算書一部抜粋（積載荷重に係る部分）

※新築工事の工区ごとに代表棟の図面を作成しているため、各棟の図面はない。

エ 提出先

横浜市建築局住宅部市営住宅課

担当：佐々木、金光

TEL：045-671-2929

E-mail：kc-shieijutaku@city.yokohama.lg.jp

オ 提供日及び方法

申請受領後、速やかに提供可否及び提供方法を電子メールで回答する。ただし、申請された資料によっては提供までに時間を要することがある。

#### (4) 質問書の提出

本募集要項及び様式等の内容について疑義のある場合は、次のとおり質問書（様式6）を提出すること。質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とする。

##### ア 提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時まで（必着）

##### イ 提出方法

電子メール

※送信後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。

##### ウ 提出先

横浜市建築局住宅部市営住宅課

担当：佐々木、金光

TEL：045-671-2929

E-mail：[kc-shiei.jutaku@city.yokohama.lg.jp](mailto:kc-shiei.jutaku@city.yokohama.lg.jp)

##### エ 回答日及び方法

令和8年6月9日（火）までに、電子メールで回答する。

#### (5) 提案書の提出

##### ア 提出期限

令和8年7月17日（金）午後5時まで（必着）

##### イ 提出方法

事前に電話連絡のうえ、次の提出先まで直接持参または郵送（一般書留、簡易書留または特定記録）すること。

##### ウ 提出形式

提案書（様式7）6部及び電子データ（PDF形式、CD・DVDに記録したもの）

※提出された書類一式は返却しない。

##### エ 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎24階）

横浜市建築局住宅部市営住宅課

担当：佐々木、金光

TEL：045-671-2929

#### (6) 評価委員会の開催

開催時期は、令和8年8月中旬～下旬を予定しており、詳細な日時・場所については、横浜市が提案者へ別途通知する。横浜市から出席依頼があった場合は、提案者は必ず出席し、ヒアリング対応を行うこと。

#### (7) 選定・非選定の通知

提案書を提出した者のうち、選定された提案者及び選定されなかった提案者に対して、横浜市がその旨及びその理由を書面により通知する。

##### ア 通知日

令和8年9月下旬頃までに行う。

##### イ その他

選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、横浜市へ書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、横浜市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

横浜市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 6 役割分担と事業に求める条件

### (1) 役割分担

役割分担を下記のとおりとする。

事業実施にあたり、予想されるリスクと責任分担については、別紙2のとおりとする。なお、これに定めのないものについては、実施事業者と横浜市の協議により決定する。

ア 横浜市

- (ア) 設置施設の行政財産目的外使用許可書の交付。
- (イ) 提案書等提出書類の確認、工事完成時の確認及び必要に応じた実施事業者と協議を行う。

イ 実施事業者

- (ア) 本事業の成立性について検討し、実施可否について横浜市と協議する。
- (イ) 事業実施の合意に至った設置施設について行政財産の目的外使用許可を受け、太陽光発電設備を設置する。
- (ウ) 設置にあたり、太陽光発電設備の設計・工事・工事監理業務、工事に関連する手続き及びその関連業務を行う。
- (エ) 太陽光発電設備の運転管理、維持管理を行う。
- (オ) 発電した電力の供給実績について、横浜市に報告するとともに、供給に伴う市域の温室効果ガス排出量削減効果の算定を行う。
- (カ) 事業期間終了後、太陽光発電設備を撤去し、原状回復する。
- (キ) 対象となる設置施設の施設管理者及び入居者等への説明業務を行う。
- (ク) 行政財産の目的外使用許可範囲における、太陽光発電設備の維持管理及び太陽光発電設備に起因する清掃等の維持管理を実施すること。詳細については、施設管理者と協議の上決定する。

(2) 太陽光発電設備の設置計画に関する条件

ア 実施事業者は、事業実施にあたって以下のとおり、希望施設について「(ア)荷重検討」、  
「(イ)現地調査」及び「(ウ)仕様等検討」を行い、必要に応じて「(エ)各種関係手続」を行った  
上で、結果をまとめて横浜市に提出すること。

(ア) 荷重検討

希望施設の荷重検討を行い、横浜市に提出すること。

別紙1から選んだ希望施設を調査対象として、太陽光発電設備を設置した際に発生する荷重  
増加等の影響について、希望施設の構造耐力上支障が無いことを書面により報告すること。

ただし、設計図面から新たに構造計算を行わなければならない希望施設や破壊検査等の追  
加調査を行わなければ荷重検討ができない希望施設等があった場合は、横浜市と協議の上、  
当該棟を希望施設から除外することができる。

(イ) 現地調査

希望施設について現地調査を行い、太陽光発電設備の設置場所にかかる課題があった場合  
は、施設管理者と協議の上、解決策を示すこと。なお、実施事業者が解決方法を示しがたい  
場合は、横浜市と協議の上、当該棟を希望施設から除外することができる。

(ウ) 仕様等検討

現地調査の結果等を考慮し、太陽光発電設備の適切な容量及び設置方法を検討すること。

(エ) 各種関係手続

事業にあたって、各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、実施事業者が  
所管官庁にて必要な手続きを行うこと。特に、太陽光発電設備設置の際、建築基準法第55  
条、第56条、第56条の2及び第58条における高さの制限を超えないよう注意すること。

イ 実施事業者は希望施設への太陽光発電設備設置に先立って、詳細設計を行い、施工計画書  
(平面図及び立面図(PDF形式データ)、工程表等)、荷重検討、設置可否検討結果を横浜市  
に提出し、確認を受けること。

ウ 施工にあたり、横浜市が施工に係る書類等を求めるときは、別途提出すること。

エ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じないようにすること。また、設置工  
事期間中に設置施設の改修工事と競合する場合は、関係者と協議の上、施工時期等を調整す  
ること。

オ 設置施設の屋上防水性能確保を前提に計画を行い、太陽光発電パネルの設置方法につい  
ては、防水層を損傷しない方法を採用すること。

カ 既設のコンクリート床、壁などに穴あけは最低限とすること。穴あけを行う場合は作業前  
に鉄筋の探査を行うなどして既設の鉄筋を切断しないようにすること。

キ 遠隔監視等に係る通信装置類を設置する場合は、通信用のネットワークは実施事業者にて  
用意すること。なお、当該通信装置類及びネットワークが関与した、横浜市及び第三者に被  
害を与える事象が発生した場合は、実施事業者が補償責任を負い、速やかに対処すること。

- ク 発電電力を設置施設へ供給しないこと。また、電力会社と協議し、市営住宅の受変電設備には接続せず、一般の電力系統へ直接接続すること。ただし、非常用コンセント等を設置施設の入居者等が利用する場合はこの限りではない。
- ケ 設置施設の共用部に、停電等の非常時のみ使用できる非常用コンセント等を設けること。非常時に当該非常用コンセント等を設置施設の入居者等が無償で利用できるようにすること。
- コ 施設管理者が行う維持管理行為（排水ドレンの清掃等）に支障のない範囲に設置すること。詳細については、施設管理者と協議の上決定する。
- サ 太陽光発電設備の稼働にあたり、電源を必要とする場合は、独自に電源ルートを確保することとし、市営住宅の共用部の電源は使用しないこと。

### (3) 太陽光発電設備の仕様に関する条件

- ア 太陽光発電設備の据付けは、建築基準法施行令第39条及びJIS C 8955 (2017) 「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力、自重及び積雪並びに地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とし、確認結果を横浜市に報告すること。
- イ 太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- ウ 日影、反射光、輻射熱及び騒音等による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合には対策を施すこと。

### (4) 太陽光発電設備設置前の手続きに関する条件

- ア 行政財産の目的外使用許可の基本的条件
  - (ア) 実施事業者が施設を使用するにあたっては、横浜市公有財産規則（昭和39年3月規則第80号）第24条に基づく行政財産の目的外使用許可を受ける。
  - (イ) 使用料について、減免の額は全額とする。
  - (ウ) 横浜市と実施事業者にて協議を行い、太陽光発電設備設置が可能と合意した施設のみ行政財産目的外使用許可申請することができる。
  - (エ) 実施事業者は、施設を本事業以外の用途に使用してはならない。
  - (オ) 横浜市公有財産規則第26条により、設置施設の使用期間は原則1年以内だが、概ね20年の事業期間を鑑み、行政財産の目的外使用許可の始期の属する年度を含む3年度以内とする。その後実施事業者は、3年度を限度として行政財産の目的外使用許可の更新を申請しなければならない。
  - (カ) 横浜市は、実施事業者が使用許可条件に定める事項を履行しないときは、設置施設の使用許可を取り消すことができる。この場合、当該使用許可を受けていた実施事業者の責任と負担において、施設から太陽光発電設備を速やかに撤去すること。
  - (キ) 本事業終了と共に、使用許可を終了することとする。
- イ 事業実施にあたっては、電気事業法、建築基準法、再エネ法等の関係法令を遵守することとする。なお、必要な関係機関協議、許認可、免許取得等の関係法令等の手続きについては、実施事業者が行うこと。
- ウ 本事業の業務において必要な横浜市との手続きや連絡等は、代表事業者が実施すること。

### (5) 太陽光発電設備の設置工事に関する条件

- ア 設置工事前に、設置施設の入居者及び近隣住民等に対して説明会を実施すること。説明内容等については、横浜市と協議の上決定する。
- イ 工事中の入居者への安全対策の実施、施設管理者、設置施設の入居者及び近隣住民等への周知や調整等は実施事業者において十分に行うこと。
- ウ 工事完成時には、現場で横浜市の確認を受けること。
- エ 設置工事の際、屋上防水等の施設の機能に影響を及ぼした場合には、横浜市と協議の上、実施事業者の負担で修復等の対応を行うこと。
- オ 太陽光発電設備設置工事の時期については、横浜市と実施事業者で協議し決定する。
- カ 工事にあたっては、公共施設へ設置する設備であることを考慮して、表の仕様書等（最新版）に特に留意して実施すること。

表 留意すべき仕様書等（最新版）

公共建築工事標準仕様書	建築工事編
	電気設備工事編
	機械設備工事編
公共建築改修工事標準仕様書	建築工事編
	電気設備工事編
	機械設備工事編
公共住宅建設工事共通仕様書	
横浜市電気設備工事施工マニュアル	

(6) 維持管理に関する条件

- ア 大規模地震、大型台風等の災害発生後は、必要に応じて設置施設及び設置施設近隣に損害を与えていないかを確認し、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- イ 設置施設の管理に伴い、改修等の必要が生じた場合は、横浜市と実施事業者で別途協議を行うものとする。
- ウ 事業実施中に、設置施設に漏水が生じた場合には、実施事業者は原因究明に協力すること。原因が太陽光発電設備設置に起因する場合には、実施事業者の負担により速やかに修復するとともに漏水により生じた損害を賠償すること。
- エ 太陽光発電設備の撤去により屋上防水等設置施設の機能に影響を及ぼした場合には、実施事業者の負担で修復等の対応を行うこと。
- オ 太陽光発電設備に異常または故障があり施設に影響を及ぼす場合は、すみやかに機能の回復を行うこと。
- カ 事業期間中において横浜市が防水改修工事を実施する可能性があるため、極力防水改修工事に支障のない方法を採用し、防水改修工事を実施の際は、事業期間中1回に限り、実施事業者の負担により、太陽光発電設備の一時撤去と再設置を行うこと。
- キ 撤去期間中の収益の損失について、横浜市は損失補償等の負担は行わないこととする。ただし、撤去期間に相当する設置期間の延長等について、実施事業者と横浜市で協議できることとする。
- ク 事業期間中に、入居者から実施事業者や施設管理者へ太陽光発電設備の不具合等の問い合わせがあった場合、横浜市と密に連携をとり、不具合等の対応をすること。

(7) その他の条件

- ア 提案資格
  - 提案者となる事業者は、次の全てに該当する法人とし、横浜市が確認するにあたり必要となる書類については、提出すること。
  - (ア) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月条例第51号）第2条第2号、第4号及び第5号に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等、同条例第7条に規定する暴力団員等との密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）または神奈川県暴力団排除条例第23条（利益の供与等の禁止）第1項若しくは第2項に違反している事実がある者でないこと。
  - (イ) 会社更生法、破産法若しくは民事再生法の適用を受けていない者または会社法による特別清算を行っていない者であること。
  - (ウ) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- イ 実施事業者の構成は電気小売事業者、PPA事業ができる事業者及び団体の参加を必須とする。ただし、電気小売事業者を介さずに本事業を実施できる場合はこの限りではない。
- ウ 実施事業者は本事業により、横浜市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険に加入すること。
- エ 横浜市及び第三者に損害を与えた場合は、実施事業者が補償責任を負う。
- オ 横浜市が保有する資料について、提案者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合は、横浜市の判断において貸与することとする。貸与を受ける提案者は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了後に全貸与資料を返納しなければならない。目録の書式は任意とする。

- カ 提案者は、業務上知り得た情報等を、横浜市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- キ 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本資料に定めのないことであっても実施事業者の負担で実施することとする。
- ク その他、本資料に定める事項に疑義が生じたとき、または定めのない事象の発生時は、横浜市と実施事業者で協議して決定することとする。
- ケ 本事業の進捗に合わせて適宜協議打合せを実施する。打合せをした場合、実施事業者は議事録を作成し、実施事業者と横浜市が相互に確認したものを横浜市に提出すること。

## 7 提案書の作成

### (1) 提案書の構成

提案書の作成にあたっては様式7に、別紙1に記載されている候補施設の中から、希望施設を選定し、次の内容を記載すること。記入枠の大きさは必要に応じて変えること。また、ページ番号を記載すること。

- ア 希望施設
- イ 事業スキーム図
- ウ 導入設備仕様（太陽光発電設備設置容量及びパワーコンディショナ容量）
- エ 設置計画（設置位置、設置工法等）  
※市営住宅の機能保全（太陽光発電設備設置による屋上防水等）に対する考え方について、記載すること。
- オ 設置施設の共用部に設置する非常時のみ使用できる非常用コンセント等の提案
- カ 想定発電量及び想定売電先
- キ 事業実施体制図
- ク 収支計画  
※想定売電単価、総発電量からの想定される総収入と、総事業費の想定を記載すること。
- ケ 運用計画（毎年の点検計画、太陽光発電設備の更新計画、非常時の対応方法等）
- コ 実施スケジュール
- サ その他自由提案（任意）

### (2) 提案書の取扱い

- ア 横浜市は、提出された提案書を実施事業者の選定以外で提案者に無断で使用しない。
- イ 横浜市は、提出された提案書について、横浜市以外の第三者に知られることのないよう取扱う。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがある。
- ウ 横浜市は、提出された提案書を、実施事業者の選定を行うために必要な範囲または公開等の際に複製することがある。
- エ 提案者は、提案書の作成のために横浜市において作成された資料を横浜市の了解なく公表、使用することはできない。
- オ 提案者は、提案書の作成及び提出等に係る費用を負担する。
- カ 横浜市は、提案の実現に向けた調整を行うにあたって、必要な範囲で、横浜市の各関連部署及び調整に必要な諸機関に情報の公開・提供を行うことがある。
- キ 横浜市は、提案の実現後、横浜市の広報やPR等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表することがある。

### (3) 無効となる提案

- ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限が本募集要項で定めるものに適合しないもの
- イ 本募集要項に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- エ 提案書に記載すべき事項と関連がない内容が記載されているもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの
- カ 公募開始から評価委員会開催までの間に本募集に関して委員会委員との接触があった場合
- キ 横浜市から出席依頼があったにもかかわらず、ヒアリングに出席しなかったもの

## 8 評価委員会及び評価に関する事項

### (1) 評価委員会の構成

提案書の評価及び選定に関する審議は、次に示す委員会で行う。

表 評価委員会の構成

名称	市営住宅を活用した太陽光発電設備導入事業評価委員会
所掌事務	・提案書の評価 ・評価の視点、評価項目の確認 ・評価の集計 ・ヒアリング
委員長	建築局市営住宅課長
委員構成	建築局市営住宅課長 建築局市営住宅担当課長 建築局保全推進課長 建築局法務課長 脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課長

### (2) 開催日時及び場所について

開催時期は、令和8年8月中旬～下旬頃を予定しており、詳細な日時・場所については、提案者へ別途通知する。横浜市から出席依頼があった場合は、提案者は必ず出席し、ヒアリング対応を行うこと。

### (3) 主な評価項目

提案は、別紙3「事業評価基準」を踏まえて総合的に評価を行う。

### (4) ヒアリングについて

提案者が5者以上の場合には、提案書にて書類選考を行い、最大4者を対象にヒアリングを行う。書類選考の結果については、提案書提出者全員に書類選考の結果通知書を電子メールにて送付する。

書類選考は、ヒアリングと同じ評価基準を用いて評価を行う。また、ヒアリングが実施されない場合であっても、必ずしも選定の対象外となるものではない。

書類選考で選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに建築局住宅部市営住宅課まで提出しなければならない。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。